

令和元年度 対馬市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月26日(火) 午前10時00分から午前10時42分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (13人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 福島とよか
4番 畑島孝吉	6番 小宮貞司	7番 黒瀬勝弘
8番 岡村高史	9番 太田深雪	10番 阿比留なみ恵
11番 波田裕一郎	12番 松村英二	13番 早田茂
14番 初村重政		

・農地利用最適化推進委員 (0人)

4. 欠席委員 (1人)

5番 小宮一人司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 非農地通知について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

庄司智文

農業委員会事務局局長補佐

永留潤也(欠席)

農林水産部農林・しいたけ課参事兼課長補佐

志賀慶二

中対馬振興部地域振興課副参事兼係長

梅野友和(欠席)

上対馬振興部地域振興課参事兼課長補佐

國分茂徳(欠席)

7. 会議の概要

議 長

皆様、おはようございます。

本日は、総会のご案内を致しましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、師走も近づき、朝夕冷え込む時期となりました。どうかお身体に気を付けられて、農作業等々にお励みいただきたいと思います。

本日の総会は、7回目の農業委員会総会になります。皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

それでは総会に入ります。座って議事を進めさせていただきます。

ただ今から、令和元年度、対馬市農業委員会第7回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、8番の岡村高史委員、10番の阿比留なみ恵委員にお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮りいたします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き下さい。議案第17号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇県〇〇市〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の田1筆、678平米を贈与するものであります。なお、経営面積は3,574平米でございます。

番号2は、〇〇市〇〇区の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑3筆、1,330平米、田1筆、1,566平米を贈与するものであります。なお、経営面積は3,574平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1と番号2につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

それではご説明をいたします。

実は、去る令和元年の11月19日、午前8時半頃、立会人、〇〇課の〇〇さん、それから譲受人の〇〇さん、私の3人で立会のもと調査を致しました。実は、譲受人の〇〇さんは、〇〇家のもともと長男でありまして、〇〇家は普通の農家傍ら、鉾山の位地にありまして、〇〇スタンドというのを営んでおりました。長男の〇〇さんは、そこで従業員として働いておりました、〇〇さんが〇〇さんをスタンドに、それから二男の〇〇さんを農家部門の山林とか田畑あたりを継承してもらおうというようなことで決めてあったそうです。ところが二男の〇〇さんは、本土の方に長年おりましたもう帰ってこないというようなことで、長男の〇〇さんに今回全面的に管理していただけたらどうかというようなことから、〇〇さんに譲渡されることになったものであるそうです。

それから、番号2の〇〇さんから〇〇さんにていうことなんですが、同じく、この〇〇さんも〇〇さんの〇〇さんにあたる方で、高齢になったことから以前は行ったり来たり、〇〇と〇〇の方をしてあったわけですがけれども、もう年をとってこちらにはもう来れないというようなことから、〇〇さんの方にお返しするていいますかそういうことで管理を委託するていうようなことから、今回の継承に至ったというような事でございますので、特段問題は無いかと思っておりますのでよろしくご審議、ご承認かたをお願い致します。なお、〇〇さんの現在所有してあります田、〇〇は、すでに〇〇を通じまして〇〇の方が管理しているていうような状態でございますので、そのまま引き継いで管理されるていうような状態かと思えます。以上で説明を終わります。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(11番 委員挙手)

11番 波田裕一郎委員

1566の田んぼは蕎麦ですか。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

そうです。

議 長

他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第17号の番号1につきまして、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号2につきまして賛否を問います。

原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号2は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の2ページをお開き下さい。議案第18号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇の〇〇さん、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、〇〇町〇〇の田4筆、面積は3,783平米を使用貸借して、くぬぎの植林用地に転用するものであります。

位置図、写真等を3ページから16ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(3番 推進委員挙手)

3番 福島とよか委員

福島でございます。議案18号の番号1の補足説明をさせていただきます。去る11月20日、15時20分頃から申請人の〇〇氏、担当の〇〇補佐、〇〇委員、福島の4人で現地を調査いたしました。現況は畑で大豆が作付けされていましたが台風被害がでとってですぬ収穫がされていない状態でした。このまま放置できないということで転用をして椎茸原木を植林し山林として利用したいとの申し出があります。隣接地は申請人の山林、道路があり、周囲には支障はないと思われれます。添付書類が多数ありますけどもご参照いただいて、ご審議の程よろしくお願い致します。以上で説明を終わります。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

この田んぼの写真を見てみますとですね、作付けされる予定の所ですかね、隣は田で何かもう生い茂っているみたいなんですが、これは現在、隣の関係についてお尋ねしてるんですが、立木がえらい茂ってて支障は無いかと思うんですけども、そこらあたりについてはどうでしょうか。

議長

(3番 委員挙手)

3番 福島とよか委員

一応この写真を見ていただきますとわかると思いますけども、この草が生えているような状態は、大豆がですね収穫されてなくて、一応、なんて言いますかね、台風で色々な土砂で言いますか、隣が山ですので道路から流れ込んだ流水物なんか有ってですね、このような状況になってるところなんですけども、大豆は少しはあるんですけど、もう収穫しても意味が無いようなことをおっしゃったので、以上です。

議長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

了解しました。

議長

他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第18号の番号1につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号1は許可相当とし、当委員会の意見を付しまして、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第19号「非農地通知について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の17ページをお開き下さい。議案第19号、「非農地通知について」でございます。

提案理由、農地利用状況調査（荒廃農地調査）等の調査結果に基づき、農地として再生することが困難と思われる農地を非農地として判断し、適正な農地管理を実施するために提案するものであります。

1、非農地通知を発出すると判断される農地。資料1に、1筆ごとの対象農地

一覧表を掲載しています。資料2に、1筆ごとの対象農地を図示した位置図、写真を掲載しています。

2、対象となる筆数は903筆。

3、対象となる面積は522,830平米でございます。

非農地判断は、提案理由の農地利用状況調査の他に、課税台帳の現況地目と航空写真で確認をしております。資料1、2について説明致します。資料1の非農地通知対象農地一覧をお願いします。表紙の次のページに地区別一覧表を記載しております。〇〇町の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇町の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇等の20地区が対象地区でございます。今年度も平成27年度に非農地通知予定地区として令和4年度まで長期計画を立てておりました地区を中心に非農地通知を実施したいと思っております。1ページをご覧ください。1筆ごとの一覧でございます。左から土地番号、農家番号、所在地、登記地目、登記面積、現況地目、所有者名、荒廃農地調査分類、判断根拠を記載しております。13ページまでありますのでご参照ください。資料2の非農地通知対象農地位置図、写真をお願いします。1ページから、資料1の地区別一覧表の地区順に概ねなっております。また、地区名を上段余白部の左側に表示しております。朱色で着色した箇所が非農地通知対象農地です。1ページの〇〇1から最終ページ、22ページの〇〇まで22枚の航空写真を綴っております。委員それぞれの担当地区の確認をお願い致します。

毎回申し上げますが、対馬市には、このような土地が2万筆弱あると思われま。一括での処理が困難なため、年次計画にそって取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をお諮りします。

議案第19号につきまして、原案のとおり通知することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本議案は、原案のとおり通知することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、「その他」の事項ですが何かございませんでしょうか。

(11番 委員挙手)

11番 波田裕一郎委員

非農地通知を出した後にですね、私も5件ぐらいかかえていて今手続してるんですけど、個人の所有に関してはですね法務局に行けばできます。航空写真で登記所の人を確認してからしてくれるんですけど、パターンがですねもうパターンありまして、〇〇の〇〇役員を〇〇がやっとして、その〇〇の非農地通知が来

ました。このパターンはですねかなり厳しいです。〇〇じゃなくて〇〇です。〇〇の脇にですね、遠い昔畑があったんですよ。確かに非農地通知をする状況の所です。もう山になっとた。この場合のパターンはですね〇〇の人たちの印鑑と、私は止めますけど司法書士事務所に行ってください、地区の〇〇のお金がありますからそれを使ってやります。ただですねこの共有地に関しては、この非農地通知を出した場合かなり難しいパターンが有るちいうことは、私委員としてちゃんとやりますけどかなり難しいです。お金もかかります。以上です。

議 長

(事務局長挙手)

事務局長

あの今、波田委員さんが地目変更の話をされたとですけど、前回、波田委員さんから自分が地目変更を申請をしたら登記官の職権で登記をしていただいたという話を私たちも聞いておったんですが、先々月ぐらいかられてですね、地目変更も申請をしてくださいということですね、口頭受理ではなくて通常の地目変更の申請をしてくださいということを改めて言われましたので、今後は、事務所の所に様式もありますけど、今後は地目変更をする場合は、個人でされるなり司法書士さんをお願いするなりしてですね地目変更していただくように、地域の方にもそういうふうに伝えていただければと思います。以上です。

議 長

(7番 委員挙手)

7番 黒瀬勝弘委員

私も関連でございますけれども、局長さんの説明でだいたい分りはしましたけれどもですね、今まで非農地通知を出された内ですね何パーセントぐらいが登記変えがされておるものかをまずちょっと、もし何か把握がされておりましたらお願いを致します。

議 長

(事務局長挙手)

事務局長

黒瀬委員さんのお質問ですけども、今私たちはそこまでちょっと把握はしてませんけども、なかなか地目変更がされてない状況と思われま。過去の分が今になって出てくることもあってですね、再発行をしたりもしていますので、なかなか地目変更は進んでないんじゃないかなと思われま。以上です。

議 長

(7番 委員挙手)

7番 黒瀬勝弘委員

了解をいたしました。その話でですね私が尋ねるといいますか、こうしていただきたいと思ひますのは、非農地通知を一旦出しはしましたがお宅のあれでは権利はまだされておりませんと、簡単な文書みたいなのは発送は出来ないものな

んでしょうか。事務局の方からでもですね。非農地通知自体をもうあれでしたら、無くされてる方、若しくはその非農地通知、非農地の通知があってるかどうかというのをですね、代が変わったらわからないと思うんですよ。今後のご検討と申しますか皆さん達ですね、私どもが農業委員としてですね該当の案件については説明がつくと思うんですけども、そういう説明が、私一番危惧致しますのは、前回の農業委員会の方でもありました、〇〇さんの駐車場の問題ですね、ああいった問題も解明してくるものと思われるんですね。非農地通知を出しておれば別段問題無かった思われますのでですね、そういうもろもろを防ぐためにもですね、ここは非農地通知ですよと改めて、該当者の方に周知をしていただければと思います。以上です。

議 長

(事務局長挙手)

事務局長

黒瀬委員さんの話ですけども、27年ぐらいから非農地通知を発出してるわけですね。1回に1,000筆弱発出しているわけですね。今、4年か5年しかたっていないんですけども、その中でもなかなかされてないという状況ですよ。多分地目変更についても登記はされとらんとでしようけど、それ以前に相続登記とかですよ、その辺も全然、地権者の方、所有者の方があまり意識が無いということもあると思うんですよ。地目変更まではまたあとですればいいやという話と思います。言われるように改めて私たちが課税台帳なんかから地目変更がなされているかというのを点検することは容易と思うんですけども、また改めて1,000筆弱のものを出すというのはどうかなあと思ったりもします。この前の大浦の件につきましては、来年発出する予定の箇所ですね、一期に4,000とか5,000とかていうのを出すことがちょっとなかなか不可能ですので、その辺は理解をいただいて、個人さんが農地でないから、相続なんかしたいからという、出来るからということで転用をしてもらうことを期待するしかないかなと私は思います。以上です。

議 長

(4番 委員挙手)

4番 畑島孝吉委員

参考までにいいですか。通知ですね非農地通知。有効期限とかない訳でしょ。

議 長

(事務局長挙手)

事務局長

無いです。ただそれを大事に持っておかれていざ何かをしようとする時にそれを地目変更されればいいんですよ。でも一番いいのは、通知が届いたら早急に変更していただければ、実際地目は違っていますので、していただければと思います。

議 長

(4番 委員挙手)

4番 畑島孝吉委員

受け取った人は、相続関係すれば別ですけど、例えば私が受け取るやないですか、おれの元気なうちはいいからというような安易な気持ちがあっちゃんね。そこらあたりがやっぱり変更されんのかな。以上です。

議長

(事務局長挙手)

事務局長

そうですね。代書のお金もかかるしですね。個人でされればお金はかからないと思いますけど。過去の分がずーっと出てきたりもしてるんですよ。何かを作ろうと思って、非農地通知をもらってったばってん何処になおしてるかわからない、という過去の分ですよ。27年以前とかなんかの。ま、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

議長

他に何かございませんでしょうか。

(無しの声あり)

ご意見ご質問が無いようにありますので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を、皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第7回総会を閉会と致します。

お疲れ様でした。